

大和高田市地域クラブ活動に係るガイドライン

令和8年4月

大和高田市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的かつ自発的に参加し、部活動顧問の指導のもと、学校教育の一環として、教職員の献身的な支えにより、行われてきました。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との豊かな人間関係を築くとともに、生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ態度を育み、生徒が充実した学校生活を送る上で、大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年、子どもたちの学校部活動に求めるニーズの多様化や少子化が進展する中、生徒数や教職員数の減少により、希望する部活動がない、一つの中学校単位では十分に活動を行うことができない等の状況が生じています。今後さらに少子化が進展することを考慮すれば、学校部活動という制度の維持・運営は、より困難になるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、大和高田市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）では、中学生のスポーツ・文化芸術活動について、子どもたちが「やってみたい」と思う活動を多様な選択肢の中から選択し、活動できるよう、将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむことのできる機会を確保することを目指して「大和高田市地域クラブ活動ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、大和高田市で行われる地域クラブ活動の運営や指導の望ましいあり方等、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものです。

市教育委員会においては、本ガイドラインに基づく取組状況について、定期的にフォローアップを行い、必要に応じて見直し・改善を図るものとします。

令和 8 年 4 月

大和高田市教育委員会

目 次

1	地域クラブ活動の目的・趣旨	5
2	地域クラブ活動における運営団体・実施主体等の位置づけ	5
	(1) 運営団体・実施主体の位置づけ	5
	(2) やまとたかだ地域クラブ活動の位置づけ	6
	(3) 事務局の位置づけ	6
	(4) 市教育委員会の位置づけ	6
	(5) 直営型地域クラブ及び認定（登録）地域クラブの位置づけ	7
3	認定（登録）地域クラブの要件	9
	(1) やまとたかだ地域クラブ活動の認定要件	9
	(2) やまとたかだ地域クラブ活動の登録要件	14
	(3) 認定（登録）の手続き等	17
	(4) 認定の特例	18
	(5) 認定等の有効期間	18
	(6) 指導助言及び認定等取消要件	18
4	やまとたかだ地域クラブ指導者等の登録	19
	(1) やまとたかだ地域クラブ指導者・サポーターの登録要件	19
	(2) 登録の手続き	20
	(3) 登録の有効期間	20
	(4) 不適切行為への対応	21

5	やまとたかだ地域クラブ活動における留意事項	21
	(1) 安全管理及び健康管理	21
	(2) 活動場所の移動	22
	(3) 活動場所の確保	22
	(4) 適切な活動時間や休養日	22
	(5) 活動の制限	23
	(6) 連絡体制と個人情報の取扱い	23
6	その他	24
	(1) 公立学校教職員が兼職兼業で地域クラブ活動の指導者となる場合	24
	(2) 国・県の方針変更	24

本ガイドラインで用いる用語の定義と適用範囲

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下のとおりである。

◆ 運営団体

各地域クラブ活動を統括する団体。

◆ 実施主体

個別の地域クラブ活動を実際に行う主体。

◆ 地域クラブ

大和高田市立中学校（以下「学校」という。）における部活動の教育的意義を継承し、及び発展させることを目的として、学校の部活動を地域展開するに当たり、当該部活動に代わって学校の生徒にスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体。

◆ 地域クラブ活動

地域クラブが展開するスポーツ・文化芸術の活動。

◆ やまとたかだ地域クラブ活動

市教育委員会が設置・運営する地域クラブまたは認定（登録）した地域クラブの活動。

1 地域クラブ活動の目的・趣旨

国において、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月 文部科学省）」（以下、「国ガイドライン」という。）が策定され、地域クラブ活動を推進するために必要な体制整備について考え方が示された。

国ガイドラインに基づき、大和高田市における地域クラブ活動は、「学校に在籍する生徒を主な対象に、スポーツ・文化芸術に親しむ機会を安定的・継続的に提供し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもよりよい地域スポーツ・文化芸術活動となること」を目指す。また、「大和高田市部活動地域移行検討委員会」をはじめとする関係者からの意見聴取、および国庫委託事業として実施した実証事業の検証結果などを総合的に勘案し、市教育委員会において定めた「やまとたかだ地域クラブ活動の基本理念」を理解し、遵守することとする。

〈やまとたかだ地域クラブ活動の基本理念〉

- 運動・文化芸術の活動経験の有無に関わらず誰もが参加できる活動
- 体を動かすことや文化芸術に触れることに「楽しみ」「喜び」を感じる活動
- 生徒が自主的・自発的に参加したくなるような活動
- 指導者や他学年の生徒との関わりを通して、「礼儀・マナー」、「思いやり・チームワーク」を学ぶ活動

2 地域クラブ活動における運営団体・実施主体等の位置づけ

（1）運営団体・実施主体の位置づけ

やまとたかだ地域クラブの運営団体は、各地域クラブ活動（実施主体）を統括し、運営・管理業務の中核部分を実施するものとする。

やまとたかだ地域クラブの実施団体は、運営団体の統括の下、個別の地域クラブ活動を実施するものとする。

(2) やまとたかだ地域クラブ活動の位置づけ

やまとたかだ地域クラブ活動は、市教育委員会が自ら運営団体・実施主体となって実施するもの、または市教育委員会の認定（登録）を受けた地域クラブが実施するものとする。なお、市教育委員会が実施主体となる場合には、事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含むものとする。

また、やまとたかだ地域クラブ活動は、部活動の教育的意義を継承し、及び発展させることを目的として、生徒の多様なニーズに対応するため幅広い活動を対象とし、行政、学校、地域、民間との協働の下に活動を行うこととする。

(3) 事務局の位置づけ

やまとたかだ地域クラブ活動の位置づけを十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現されるよう、各地域クラブの統括（直営型地域クラブの設置運営、地域クラブ活動に関する認定等及び指導者登録制度の運用）を行う事務局（運営主体）を据え、市教育委員会と連携の下、取組を推進する。また、認定（登録）地域クラブの設置・運営の促進について市教育委員会と連携して検討・実施する。

(4) 市教育委員会の位置づけ

改革の責任主体として、事務局や幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施し、取組を推進する。また、事務局はやまとたかだ地域クラブへの必要な支援、指導助言等を行い、地域クラブ活動の安定的な運営及び質の向上を図ることとする。

図1 やまとたかだ地域クラブ活動の全体像



(5) 直営型地域クラブ及び認定（登録）地域クラブの位置づけ

(ア) 直営型地域クラブ

活動拠点や指導者等の確保見通し、認定（登録）地域クラブの充実状況等を総合的に勘案し、市教育委員会が設置・運営する地域クラブのことを指す。また、生徒がスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保するため、市教育委員会は運営経費の一部について補助を行い、参加しやすい会費としながらも、安定的なクラブ運営を図ることとする。

(イ) 認定（登録）地域クラブ

生徒が多様な選択肢から興味・関心のある活動を選べるよう、市教育委員会が設置・運営を支援する上で、市教育委員会が本ガイドライン及び市教育委員会が別で定める規定に基づき、認定（登録）を行う地域クラブのことを指す。

図2 直営型地域クラブ及び認定(登録)地域クラブの運営・実施方針について

		直営型地域クラブ	認定(登録)地域クラブ
1	運営主体・実施主体	市教育委員会(事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)	認定(登録)地域クラブ
2	指導の計画と実施	市教育委員会(事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)が配置する「指導者」が、指導内容を計画し、実施する	認定地域クラブが配置する「指導者」が指導内容を計画し、実施する
3	保険加入	<ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会(事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)が「参加者(生徒)の保険」、「指導者の保険」に加入する 	<ul style="list-style-type: none"> 認定(登録)地域クラブが「参加者(生徒)の保険」「指導者の保険」に加入する
4	指導者研修	<ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会指定の研修の実施 研修の案内 	<ul style="list-style-type: none"> 市教育委員会が定める研修を必ず受講すること
5	指導者謝金	<ul style="list-style-type: none"> 1,600円/時間(市教育委員会(事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)にて支払管理) 	<ul style="list-style-type: none"> 認定(登録)地域クラブにより金額等の条件を設定、支払管理
6	活動場所	<ul style="list-style-type: none"> 原則、学校施設 ※市立中学校施設の優先利用の適用 	<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動場所、または学校施設 ※市教育委員会にて市立中学校施設の優先利用を支援(認定地域クラブのみ)
7	会費等の徴収	<ul style="list-style-type: none"> 一人2,000円/月程度の会費を競技・活動ごとに市教育委員会(事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> 認定(登録)地域クラブが定める額 団体にて集金、会計管理

		<p>に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)が設定</p> <p>※取組を進める中で会費の額が上記範囲を超える/下回る場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市教育委員会(事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、委託事業者)にて一括集金、会計管理 	
--	--	--	--

3 認定(登録)地域クラブの要件

(1) やまとたかだ地域クラブ活動の認定要件

市教育委員会では、国が定める認定要件を基本に、本市の実情も踏まえた認定要件を以下のとおり定める。認定地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承・発展させながら行うことから、単に中学生が加入するスポーツ・文化芸術クラブ等とは区別する必要がある、以下の全ての要件を満たした地域クラブ活動をやまとたかだ地域クラブ活動として認定を行う。

【認定要件】

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<p>生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること</p>
--

	活動拠点が大和高田市内在ること。
	地域クラブに参加する者の過半数が学校の生徒であること。
	選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
	地域クラブ活動において、5人以上の参加者が存すること。
	生徒に対して週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。
	大会、コンクール等への参加その他の活動の成果を発表する機会を設けていること。

- ※ 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。
- ※ 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを目的とする部活動地域展開の理念を踏まえて対応すること。
- ※ 競技力強化を目的とした大和高田市外からの生徒募集等を行わないこと。
- ※ 団体競技として行うスポーツ活動においては、試合や大会等への参加が可能となるよう、当該団体競技の試合（公式のものに限る。）を行う上で必要な人数に1を加算して得た人数（その人数が5人に満たない場合にあっては、5人）以上の確保に努めること。

②適切な活動時間や休養日が設定されていること

	生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は2時間程度以内、休日は3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。
--	--

	年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会等の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。
--	--

※ 生徒が、複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とするよう留意すること。

※ 長時間の活動を行うことは、心身の障害、バーンアウト、精神的不安定等のリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることができるよう留意すること。

③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

	国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
--	--

④適切な指導の実施体制が確保されていること

	地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下、「指導人材」という。）が、暴言、暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為が、人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為であることを理解し、自らこうした行為は行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
	市教育委員会が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された指導人材が活動に携わること。

	持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が関わること。
--	--

※ 原則、代表者1名、指導者2名以上を配置すること。ただし、各団体の実情に応じて、代表者や指導者等の役職は兼ねることができる。なお、複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市教育委員会の承諾を得た場合に限り、指導人材1名体制での活動を認める。その場合、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図るため、地域クラブ活動の運営団体による巡回指導を実施すること、または、市教育委員会による巡回指導を受け入れること。

⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

	生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
	市教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
	保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
	参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険(スポーツ安全保険等)に加入していること。

※指導人材に対して、日本スポーツ協会(JSP0)や各競技協会等が設ける指導者ライセンス

ンスの取得や、各自治体の消防本部等が実施する普通救命講習等の受講について促すこと。

⑥適切な運営体制が確保されていること

	<p>やまとたかだ地域クラブにおいて、本ガイドラインの内容を踏まえ、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の目的 ・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること ・ 会員の入退会、参加費等に関すること ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
	<p>成年の代表責任者がいること</p>
	<p>公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。</p>
	<p>営利を主たる目的とせずに運営すること。</p>
	<p>大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。</p>

※ 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※ 会計管理・組織運営については、透明性を確保するために個人の財産と団体の財産を分けて管理するとともに、認定地域クラブ専用の口座を開設すること。また、会

計処理の内容を団体内で保護者及び関係者に報告するとともに、関係者に対する情報開示を適切に行うものとする。

⑦学校等との連携が適切に行われていること

	やまとたかだ地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を市教育委員会を通じて中学校と共有すること。
	生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。
	市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
	活動場所として学校施設を使用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※やまとたかだ地域クラブ活動への入会時に、市教育委員会や生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有することについて、あらかじめやまとたかだ地域クラブが保護者の同意を得ておくことが必要であることに留意すること。

(2) やまとたかだ地域クラブ活動の登録要件

市教育委員会では、生徒の多様な選択肢の確保に加え、地域クラブ活動への参入促進及び間口拡大を図る観点から、本ガイドラインに沿った適正な地域クラブ活動の推進を目的として、登録制度を設けるものとする。

登録にあたっては、本市で定める認定要件の全てを満たしていない場合であっても、次のいずれかに該当し、以下の全ての要件を満たした運営団体・実施主体については、やまとたかだ地域クラブとして登録することができるものとする。

(ア) 将来的に認定地域クラブとなることを目指す意思を有する団体

(イ) 認定の取得を前提とせず、中学生の活動機会の受け皿として地域クラブ活動を実施しようとする団体

【登録要件】

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

	生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しみ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
	活動拠点が原則として大和高田市内であること。
	生徒に対して週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。

②活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

	国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
--	--

③適切な指導の実施体制が確保されていること

	<p>地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下、「指導人材」という。）が、暴言、暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為が、人権を侵害する不当な行為であり、いかなる場合においても絶対に許されない行為であることを理解し、自らこうした行為は行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。</p>
	<p>持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が関わること。</p>

④適切な安全確保の体制が確保されていること

	<p>生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。</p>
	<p>市教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。</p>
	<p>保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。</p>
	<p>参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。</p>

⑤適切な運営体制が確保されていること

	<p>やまとたかだ地域クラブにおいて、本ガイドラインの内容を踏まえ、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体の目的 ・ 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任にすること ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること ・ 会員の入退会、参加費等に関すること ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
	<p>成年の代表責任者がいること</p>
	<p>営利を主たる目的とせずに運営すること。</p>

⑥学校等との連携が適切に行われていること

	<p>やまとたかだ地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を市教育委員会を通じて中学校と共有すること。</p>
	<p>市教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。</p>
	<p>活動場所として学校施設を使用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。</p>

(3) 認定（登録）の手続き等

やまとたかだ地域クラブ活動における認定（登録）（以下「認定等」という。）

の手続きについては、別に定める。

なお、登録地域クラブが本市で定める認定要件のすべてを満たした場合には、認定地域クラブとして位置づけるものとする。

(4) 認定の特例

特に、「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」については、所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、ガイドラインに基づき、市教育委員会の指導助言を適正に受けることを条件に、令和8年度末までに限り、やまとたかだ地域クラブ活動の認定を受けたものとみなすことも可能とする。

(5) 認定等の有効期間

やまとたかだ地域クラブ活動における認定等の有効期間は3年間（認定等を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日）とする。

(6) 指導助言及び認定等の取消要件等

市教育委員会は、定期的な報告書の受領やヒアリング、現地確認等により、認定（登録）地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、誓約書に基づき、必要な指導助言等を行う。また、やまとたかだ地域クラブ活動が以下に該当する場合は、やまとたかだ地域クラブに対し、必要な指導助言、認定等の取消を行う。

なお、やまとたかだ地域クラブの認定等が取り消された場合、中学校施設の利用等、やまとたかだ地域クラブであることを理由に行われている公的支援については、認定等の取消と同時に中止するものとする。

ア 指導助言

(1) やまとたかだ地域クラブ活動における安心・安全の取組方針等が遵守できていないとき

(2) 法令又は規約等に違反していると認めるとき

(3) 運営が著しく適性を欠くと認めるとき

イ 取消要件

(1) 「認定等の要件」を欠くに至ったと認めるとき

(2) 偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき

(3) 市教育委員会が行う指導、命令等に従わないとき

(4) 地域クラブ活動の実施主体等の代表者から認定等の取消の申出があったとき

4 やまとたかだ地域クラブ指導者等の登録

やまとたかだ地域クラブにおいて、指導または活動の見守りを行うにあたり、市教育委員会への登録を行うこと。また、本ガイドラインに基づき、市教育委員会が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。また、直営型地域クラブにおいては、「やまとたかだ地域クラブ指導者募集要項」に基づき、指導者等を募集・登録し、認定（登録）地域クラブにおいては、国ガイドライン及び別で定める手続きに基づき、指導者等の登録を行う。

(1) やまとたかだ地域クラブ指導者・サポーターの登録要件

やまとたかだ地域クラブで指導を行う指導者・サポーター（以下、「指導者等」という。）の登録要件は次のとおりとし、詳細は市教育委員会及び事務局（運営主体）において定める。

ア 18歳以上の成人であること。

イ 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させて生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、市教育委員会が定める研修を受講した者であること。

ウ 競技や活動の楽しさや魅力等を生徒に伝えることのできる技術、知識、経験があること。その際、以下のいずれか1つを満たしていること。

(ア) 日本スポーツ協会の競技別指導者資格または各競技別の指導者資格を所持している。あるいは講習を修了し資格取得予定であること。

(イ) 教員免許を所持し、指導を希望する競技・種目の活動又は指導経験があること。

(ウ) 指導を希望する競技・種目の活動又は指導経験があること。

エ 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者。

オ 以下のいずれかにも該当しない者

(ア) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者であること。

(イ) 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者であること。

(ウ) 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者であること。

※サポーターについては、活動の見守りを希望する競技・種目の活動又は指導経験の有無に関わらず、中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させて生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、市教育委員会が定める研修を受講した者であること。

(2) 登録の手続き

やまとたかだ地域クラブ活動における登録の手続きについては、別に定める。

(3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、4年間（認定等を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日）とする。

(4) 不適切行為への対応

ア 禁止される不適切行為

(ア) 指導者等は、やまとたかだ地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。

(イ) 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

イ 不適切行為への対応

(ア) 指導者等による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市教育委員会に報告すること。

(イ) 日本版 DBS の活用を含め、指導者等の適正確認等により、不適切行為の防止及び生徒の安全確保に必要な措置を講じるものとする。

(ウ) 市教育委員会においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、指導者等に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

5 やまとたかだ地域クラブ活動における留意事項

(1) 安全管理及び健康管理

認定地域クラブ指導者（以下、「指導者」という。）については、活動を実施するにあたり、次のとおり安全管理及び健康管理に努めることとする。また、参加生徒については、指導者の指示に伴い、自身の安全に配慮し、活動を行うものとする。

ア 活動前の確認事項

活動場所の状況や周囲に危険な物がないかを事前に確認するとともに、天候等の外的要因にも十分注意を払い、危険の未然防止に努めること。なお、活動開始時に参加

者の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況を把握して適切に対応するよう努めること。

また、AEDの設置場所や緊急時の連絡体制等を団体責任者及び指導者等で共有し、緊急時には、迅速かつ適切に対応すること。

イ 活動中の対応

天候等の外的要因等により、安全に活動することができないことが想定される場合、活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断するよう努めること。

また、活動中に参加生徒が負傷等した場合、保護者に連絡するとともに、医療機関に搬送するなど、必要な措置を講じること。

(2) 活動場所の移動

参加生徒においては、校区内の生徒は、通常の通学手段で移動する。校区外の生徒は自転車での移動を可能とする。自転車を利用する場合は、ヘルメット着用を含め、家庭にて判断の上、対応をお願いすることとする。

(3) 活動場所の確保

やまとたかだ地域クラブ活動においては、中学校をはじめとした学校施設または市が保有するその他の公共施設の利用を基本とする。なお、持続可能な活動機会の確保のため、市教育委員会が別で定める学校施設の優先利用規定に基づき、これまで部活動が使用していた中学校施設を優先的に利用できるものとする。平日については、教育活動終了後（16時50分以降）から19時00分までの間、休日の活動については、9時00分から19時00分までの間、中学校施設を優先的に利用できるものとする。

(4) 適切な活動時間や週あたりの休養日

週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は2時間程度以内、休日は3時間程度以内とし、週あたりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。

なお、休日に大会・コンクール等があり、休日における休養日が確保できない場合、翌週あるいは前後の活動日を休養日として設定する。

(5) 活動の制限

ア 熱中症対策等

指導者は、活動時の暑さ指数(WBGT)や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止の判断を行うこと。なお、暑さ指数(WBGT)が31℃以上または気温が35℃以上の場合は、原則として活動を中止すること。

イ 警報発令時の安全確保

指導者は、気象情報等に留意し、安全な活動が困難と判断される場合は、活動計画の変更または中止の判断を行うこと。なお、大雨や暴風等の警報が発令されている場合は、活動を中止すること。

ウ 落雷事故の防止

指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報等を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく、活動を中止し、屋内の安全な場所に避難すること。

(6) 連絡体制と個人情報の取扱い

連絡体制や緊急時の連絡網は、直営型地域クラブ活動においては市教育委員会及び事務局(運営主体)の、認定(登録)地域クラブにおいては各地域クラブ活動の指示に従うこととする。なお、直営型地域クラブ活動の指導者は、生徒や保護者の連絡先等を保有し又は個別に連絡を取り合うことは原則として禁止する。連絡を取る必要がある場合には、必ず市教育委員会及び事務局(運営主体)の指示に従うこととする。

6 その他

(1) 公立学校教職員が兼職兼業で地域クラブ活動の指導者となる場合

公立学校教職員が地域クラブ活動の指導者として従事する場合、指導者本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いることがないよう十分配慮するとともに、指導者の健康や本来の職務に支障がないことを許可要件とする。また、地域クラブは、指導者が所属の校長から了承を得た後、兼職兼業の許可申請を服務監督教育委員会へ届出していることを確認すること。

(2) 国・県の方針変更

今後、国や県より、部活動の地域展開に関わるガイドライン等が新たに示された場合や、部活動の地域展開に関わる状況が大きく変化した際には、市教育委員会が本ガイドラインを必要に応じて改定を行う。

付則

このガイドラインは、令和8年4月1日から実施する。